

第3回 久留米市一番街多目的ギャラリー指定管理者候補者選定委員会会議録

日 時：令和8年8月25日（火）14時～15時00分

場 所：久留米市役所301会議室

出席委員：中村 寛樹 委員、秋吉 樹 委員、後藤 純子 委員、金納 雄一 委員、
鶴久 哲志 委員（全員出席）

開催形態：非公開

1 開会

2 二次審査の審査方法等の説明

事務局から、二次審査のスケジュール等について説明を行う。

3 二次審査（面接審査）について

書類審査を通過した申請団体への面接審査を行う。

申請団体による提案内容についてのプレゼンテーションを実施後、質疑応答を行う。

委 員 「経営状況を証明する書類」の貸借対照表について、資本金は多いが、利益剰余金はマイナスになっている。資本金が有効に活用されていないのではないかと思うが、今後このマイナスをどのように解消していくのか。

団 体 今までは資本金を現金のまま保有していたが、資産運用として国債を購入し、利子所得があったため、令和6年度から令和7年度にかけて利益剰余金のマイナスを減らすことが出来た。今後も資産運用を行い、収支改善を図りたい。

委 員 現在の運営状況として、主催者団体の営利・非営利の割合はどれくらいか。また、営利目的の催事で断った案件はあるか。

団 体 令和7年度は営利20件、非営利32件だった。断った事例としては、宗教勧誘に繋がるもの2件についてお断りしたことがある。

委 員 申込みが重なった場合はどのように対応しているのか。

団 体 以前は先着順としていたが、1月4枠に対して5人同時に来られたことがあり、どうしても調整がつかないことがあった。現在は抽選としている。

委 員 展示室の破損・汚損について、「破損時は弁償」とあるが、実際にどのような対応をしているか。

団 体 展示室の利用について、画鋲・フックの使用は可能、ネジとテープ類は不可としている。破損・汚損時の対応については、以前テープを使用した主催者がいて壁紙が破れてしまったことがあった。規定には弁償するとはしているが、その際は主催者に弁償は求めず、口頭での注意とした。

委 員 「管理運営業務計画書」5ページ目にある「災害時・事故時の迅速な対応」について、

「緊急連絡網等を活用し」、「利用者家族等への連絡、市所管課様など関係機関への連絡など」とあるが、何か具体的な連絡方法手段、連絡手順などがあるのか。

団 体 職員・スタッフについての緊急連絡網を毎年作成している。主催者については緊急連絡先を事前に確認し、必要な際は電話で連絡することとしている。

委 員 「管理運営業務計画書」3 ページ目に「新たな利用者・来館者の拡大」として、「SNS などの発信を通じ新規利用者の獲得を図ります」とあるが、SNS の現在の活用状況はどのようなか。

団 体 Instagram は若い方に一番街多目的ギャラリーについて知ってもらう、利用してもらうことを目的に 2021 年 11 月から開始。フォロワー数 571 人で週 3 回程度更新している。

委 員 「管理運営業務計画書」11 ページ目に「当社従業員の OFFJT としては他類似施設への視察や外部講師を招いての研修プログラム等に参加させ」とあるが、具体的な研修計画があるのか。

団 体 具体的な視察先の想定がある訳ではないが、小規模なギャラリーの視察などを予定している。またシフト制で気軽に視察に行くということが難しい状況もあるので、教材費用の補助なども行いたい。通常、急遽の欠勤の際は団体本体の職員が応援で入るなどしており、研修期間中もそのような対応をする予定。

委 員 「管理運営業務計画書」11 ページ目に「催事情報（チラシやポスター等）を配置し、回遊を促進していきます。」とあるが、来場者数の増に係る具体的な取組みを何か考えているのか。

団 体 施設としては現在稼働率 100%であるので、来街者増の取組について難しい部分はあるが、自主事業を行う際に集客力のある新規利用者を獲得するなどしたい。催事情報の配置については、掲示物を配置する場所も限られるため、他施設の事業内容も見ながら相互広報を行うなどしたい。

委 員 まちづくり会社として、ギャラリーを活かした事業のビジョンなどはあるか。

団 体 ギャラリーの設置目的は、市民の憩いの場や文化振興、まちなかの活性化などがある。まずはギャラリーに多くの方に来て貰い、来場者を増やすことが大切。しかし集客力のある主催者を優先したりなどは出来ないため、試行錯誤しながら取り組んでいるところ。会社としての事業については、株主から同意いただくことがまずは必要だが、保有資産を活用することで、まちなかの活性化を図れないかなど検討したい。

4 指定管理者候補者の選定について

各委員による採点后、事務局で集計を行い、集計結果の発表を行う。

集計の結果、選定要領で定める「総得点の最低基準」を満たしている。

——— 集計結果のとおり、申請団体を指定管理者候補者（優先交渉権者）に決定することで

委員全員一致 ———

5 その他

事務局から久留米市一番街多目的ギャラリー指定管理者候補者の選定に係る今後のスケジュールについて説明

閉会